

空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、利活用されていない空き家や、適切な管理が行われていない空き家が増加することにより、地域活力の低下など住環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている状況において、東京都（以下「都」という。）が区市町村に対して経費の一部を補助することにより、区市町村による計画的な空き家対策の実施を促進し、もって、良好な市街地の形成及び都民の豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

第2 通則

空き家利活用等区市町村支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条に規定する空家等及び共同住宅、寄宿舍その他これらに類するものの一区画であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

(2) 所有者等

空き家の所有者又は管理者をいう。

(3) 住宅確保要配慮者等

高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯、低所得者、被災者世帯、公共事業協力者及び区市町村が特別の配慮が必要と認める者をいう。

(4) バリアフリー改修

別表1の工事種別の欄に掲げる工事のうち、いずれかに該当するものをいう。

(5) 省エネ改修

別表2の工事種別の欄に掲げる工事（同表の工事要件欄に掲げるものに限る。）のうち、いずれかに該当するものをいう。

(6) 子育てに配慮した改修

別表3に掲げる工事のうち、いずれかに該当するものをいう。

(7) 耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、現行の耐震基準に適合させる改修工事をいう。

(8) 地域活性化施設

集会・交流施設、体験・学習施設その他の地域の活性化に資する施設として区市町村が

認めるものをいう。

(9) 老朽空き家

空き家のうち、保安上危険となるおそれのある状態のもの、適切な管理が行われていないことにより、生活環境に悪影響を及ぼす可能性のあるもの又は老朽化等により、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切と区市町村が認めるものをいう。

(10) 除却等

空き家の除却並びに除却後の土地の整地及び簡易な舗装をいう。

第4 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 空き家実態調査

区市町村の空き家に関する対策の基礎資料とするための区域内の空き家に関する現状の調査であって、次に掲げる要件に適合するもの

ア 住宅を対象に含むこと。

イ 空き家の所在地、戸数、管理状況、老朽度などの状況を調査すること。

ウ 空き家の把握のみを目的とせず、空き家利活用の視点を含めて調査すること。

(2) 空き家対策計画作成

法第6条に規定する空家等対策計画の作成であって、次に掲げる要件に適合するもの

ア 対象とする空き家の種類に住宅を含むこと。

イ 空き家の利活用の促進に関する事項を含むこと。

ウ その他空き家に関する対策の実施に関し必要な事項を含むこと。

(3) 住宅としての空き家改修

所有者等が行う改修工事に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの

ア 改修工事には、バリアフリー改修、省エネ改修、子育てに配慮した改修又は耐震改修を含むこと。

イ 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、既に地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修を実施するものはこの限りでない。

ウ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するもの(改修工事完了後に有することとなる場合を含む。)であること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない。

エ 住宅の床面積が25㎡以上(改修工事完了後に25㎡以上となる場合を含む。)であること。ただし、共同で利用する部分に、居間、食堂、台所、収納設備及び浴室を備える場合は、各住戸の専用する部分の床面積が13㎡以上であること又は居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備える場合は、各住戸の専用する部分の床面積が10㎡以上であること。

オ 次に掲げる事項について、区市町村の要綱等で定めていること。

(ア) 改修工事を実施した住宅は、住宅確保要配慮者等向けの賃貸住宅とすること。

(イ) 改修工事の完了の日から 10 年間は、住宅確保要配慮者等が入居できるよう努めるものとする。ただし、1 年以上住宅確保要配慮者等に該当する入居者を確保できないときは、住宅確保要配慮者等以外の者も入居できるものとする。

(ウ) 所有者又は賃貸人の三親等以内の親族が入居しないこと。

(エ) 建築基準法に適合する建築物であること（改修工事完了時に適合することとなる建築物を含む。）。

(オ) 改修工事完了後の家賃は周辺の家賃相場の額以下に設定すること。

カ 区市町村は、居住支援協議会等を活用し、住宅確保要配慮者等の入居促進を図るため、当該住宅に関する情報を提供すること。

(4) 地域活性化施設への改修

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 所有者等が行う改修工事に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) (3) イに掲げる要件

(イ) 次に掲げる事項について、区市町村の要綱等で定めていること。

a 原則として、改修工事の完了の日から 10 年間以上は、地域活性化施設として使用すること。

b (3) オ (エ) に掲げる事項

イ 区市町村が行う、所有者等から貸借、譲渡等を受けた建築物又はその一区画の改修工事であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) (3) イに掲げる要件

(イ) ア (イ) a に掲げる要件

(ウ) (3) オ (エ) に掲げる要件

(5) 老朽空き家除却等

次に掲げる要件のうち、いずれかに適合するもの

ア 老朽空き家の所有者等が行う除却等に要する費用への区市町村の補助であって、次に掲げる要件に適合するもの

(ア) 老朽空き家を除却した跡地を、土地の使用貸借契約等に基づいて、区市町村が公的に活用すること。

(イ) 原則として、工事の完了の日から少なくとも 10 年間は、公的に活用することを区市町村の要綱等で定めていること。

イ 区市町村が行う、老朽空き家の所有者から所有権を取得した建築物の除却等であって、原則として、除却等の完了の日から少なくとも 10 年間は、空き家を除却した跡地を、土地の使用貸借契約等に基づいて、区市町村が公的に活用すること。

(6) 空き家相談体制整備

次に掲げる要件に適合するもの

ア 区市町村が実施する空き家相談体制であって、専門家を活用し、所有者等又は空き家の利活用及び適切な管理の観点から区市町村が必要と認める者の相談に無償で応じる体制を整備すること。

イ 区市町村は、実際の相談内容等について、東京都に提供すること。

ウ 区市町村における、継続的な空き家の相談体制の構築につなげること。

第5 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う区市町村とする。

第6 補助対象事業費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家実態調査に係る経費（現地調査、所有者等の特定、所有者等の意向調査、データベースの作成等に必要なものに限る。）
- (2) 空き家対策計画作成に係る経費（空き家実態調査の分析、他自治体や民間事業者等の取組調査、空き家対策計画作成のための委員会の運営等に必要なものに限る。）
- (3) 住宅としての空き家改修に係る経費（バリアフリー改修、省エネ改修、子育てに配慮した改修又は耐震改修に係る経費（消費税・地方消費税、工事監理費、設計費、申請手続に要する費用を除く。以下（4）及び（5）において同じ。）
- (4) 地域活性化施設としての空き家改修に係る経費
- (5) 老朽空き家除却等に係る経費
- (6) 空き家相談体制整備に係る経費（専門家への報償費、施設利用料、広報等に必要なものに限る。）

第7 補助金の交付額

都が交付する補助金の額は、次に掲げる額（1,000円未満切捨て）の合計額とし、かつ、予算の範囲内の額とする。

- (1) 空き家実態調査に係る補助金の交付額
第6（1）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合においては、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、1区市町村につき1,000万円を上限とする。）
- (2) 空き家対策計画作成に係る補助金の交付額
第6（2）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合においては、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、1区市町村につき300万円を上限とする。）
- (3) 住宅としての空き家改修に係る補助金の交付額
第6（3）の補助対象事業費の額（区市町村が、国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額（ただし、1戸当たり50万円を上限とする。（以下（4）及び（5）において同じ。）
- (4) 地域活性化施設への改修に係る補助金の交付額
第6（4）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額）の2分の1の額
- (5) 老朽化空き家除却等に係る補助金の交付額
第6（5）の補助対象事業費の額（国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の

補助額を控除した額)の2分の1の額

(6) 空き家相談体制整備に係る補助金の交付額

第6(6)の補助対象事業費の額(国の補助を受ける場合、補助対象事業費の額から国の補助額を控除した額。以下イにおいて同じ。)の2分の1の額(ただし、各年度、1区市町村につき50万円を上限とする。)

第8 補助金の交付申請

1 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 補助金額算出内訳書(第1号様式別紙1)
- (2) 事業計画書(第1号様式別紙2)
- (3) 補助対象工事費内訳書(第1号様式別紙3)
- (4) 改修工事の内容(第1号様式別紙4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、当該補助対象事業が複数年度にわたる場合には、1に準じて毎年度補助金の交付申請をするものとする。

第8の2 全体設計の承認

1 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請時に、当該補助対象事業費の総額、補助対象事業の完了の予定日等について、全体設計承認申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。なお、当該補助対象事業費の総額等を変更する場合は、速やかに同様の申請を行うものとする。

- (1) 全体設計表(第2号様式別紙)
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、1の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

第9 補助金の交付決定

知事は、第8の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

第10 申請の撤回

第9の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

第11 交付決定の変更

1 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに

補助金交付変更申請書（第5号様式）に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 補助金額算出内訳書（第5号様式別紙）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付変更通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、補助金交付変更通知書（第7号様式）により補助事業者へその旨通知するものとする。

第12 承認事項

補助事業者は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとするとき。

(2) 補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため補助事業を中止又は廃止をしようとするとき。

第13 変更承認

1 補助事業者は、第12の規定による承認を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる場合に依り、当該項目に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第12の(1)に該当する場合

ア 経費配分等変更申請書（第8号様式）

イ 補助金額算出内訳書（第8号様式別紙）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 第12の(2)に該当する場合

事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）

2 知事は、1の規定による書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認書（第10号様式）により、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書（第11号様式）により、補助事業者へその旨通知するものとする。

第14 状況報告

1 知事は必要に依り、補助事業者に対し期限を定めて補助対象事業の状況について報告を求めることができる。

2 1の報告は、実施状況報告書（第12号様式）により、行わせるものとする。

第15 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業が会計年度を越えて継続するときは、会計年度終了後速やかに実績報告書（第13号様式）により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 補助金実績額算出内訳書（第13号様式別紙1）

(2) 相談体制整備報告書(第13号様式別紙2)

(3) その他知事が必要と認める書類

第16 補助金の額の確定

知事は、第15の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じ
て行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこ
れに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通
知書(第14号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

第17 補助金の交付

知事は、第16の規定により確定した額について、補助事業者から請求書(第15号様式)及び
請求額内訳書(第15号様式別紙)の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第18 補助金の交付決定の取消し

1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部
を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部
を継続する必要がなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) 補助対象事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

(6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。

(7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づ
く命令に違反したとき。

(8) 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

2 1の規定は、第17の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第19 補助金の返還

知事は、第18の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分
に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第20 違約加算金及び延滞金

第18の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の(1)から(5)までの規定に
より、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第18の1の(2)、(4)又は(7)
に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

(1) 違約加算金(100円未満の場合を除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数
に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納
額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算する。

(2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における(1)の規定の適用については、

返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものをとする。

- (3) (1) の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (4) 知事は、補助事業者が第 19 の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延納金(100 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- (5) (4) の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 21 補助対象事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助対象事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助対象事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

第 22 補助対象事業の実施期間

補助事業者は、補助対象事業を補助を受けようとする年度の末日までに完了させるものとする。

第 23 その他

知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、区市町村長に対し必要な措置を講じるよう求めることができる。

附 則 (平成 27 年 5 月 12 日 27 都市住政第 85 号)

この要綱は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 28 日 27 都市住政第 500 号)

この要綱は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 28 都市住政第 32 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 バリアフリー改修

工事種別	施工部位
手すりの設置工事	1 浴室 2 便所 3 洗面所又は脱衣所 4 居室 5 バルコニー 6 玄関、廊下又は階段
段差解消	1 出入口 (玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3 廊下の床
廊下幅等の拡張	1 出入口 (玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2 廊下又は階段
エレベーターの設置	

別表2 省エネ改修

工事種別	工事要件
窓の断熱改修工事	<p>改修後の窓が省エネ基準（平成11年基準）に規定する断熱性能に適合するように行う改修工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガラス寸法が0.8㎡以上のガラスを複層ガラスに交換する工事 2 内窓のサッシの枠外寸法が1.6㎡以上の内窓を設置する工事 3 外窓のサッシの枠外寸法が1.6㎡以上の外窓を交換する工事
外壁、屋根・天井又は床の断熱改修工事	<p>改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位のうちのいずれかについて、建て方別にそれぞれ下表に規定する一定の量の断熱材（ノンフロンのものであって、JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 9505 の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る。）を用いる断熱改修工事</p>
太陽熱利用システム設置工事	<p>太陽熱利用システム（強制循環型の太陽熱利用システムであって、それを構成する集熱器及び蓄熱槽がそれぞれ JIS A 4112 及び JIS A 4113 で規定される性能と同等以上の性能を有することが証明されているものに限る。）の設置工事</p>
節水型トイレ設置工事	<p>節水型トイレ（JIS A 5207 の「節水Ⅱ型大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る。）の設置工事</p>
高断熱浴槽設置工事	<p>高断熱浴槽（JIS A 5532 の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限る。）の設置工事</p>

※補助対象住戸部分に限る。

【断熱材最低使用量】

断熱材区分		断熱材最低使用量 (単位: m ³)		
		外壁	屋根・天井	床
戸建て住宅	A-1	6.0	6.0	3.0
	A-2			
	B			
	C			
	D	4.0	3.5	2.0
	E			
F				
共同住宅等	A-1	1.7	4.0	2.5
	A-2			
	B			
	C			
	D	1.1	2.5	1.5
	E			
	F			

※基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に戸建て住宅の場合は 0.3、共同住宅等の場合は 0.15 を乗じた値とする。なお、共同住宅等とは、共同住宅、長屋、その他の戸建て住宅以外の住宅をいう。

【断熱材の伝導率】

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール (施工密度13K、18K) ・タタミボード (15mm) ・A級インシュレーションボード (9mm) ・シージングボード (9mm)
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材10K相当 ・吹込み用ロックウール断熱材25K
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材16K相当 ・住宅用グラスウール断熱材20K相当 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号 ・A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号 ・A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号

C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材24K相当 ・住宅用グラスウール断熱材32K相当 ・高性能グラスウール断熱材16K相当 ・高性能グラスウール断熱材24K相当 ・高性能グラスウール断熱材32K相当 ・吹込用グラスウール断熱材30K、35K相当・住宅用ロックウール断熱材（マット） ・ロックウール断熱材（フェルト） ・ロックウール断熱材（ボード） ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 ・A種ポリエチレンフォーム保温板2種 ・A種フェノールフォーム保温板2種1号 ・A種フェノールフォーム保温板3種1号 ・A種フェノールフォーム保温板3種2号 ・吹込用セルローズファイバー25K ・吹込用セルローズファイバー45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材65K相当
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能グラスウール断熱材40K相当 ・高性能グラスウール断熱材48K相当 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2 ・A種ポリエチレンフォーム保温板3種 ・A種フェノールフォーム保温板2種2号
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号 ・A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> ・A種フェノールフォーム保温板1種1号 ・A種フェノールフォーム保温板1種2号

別表3 「子育てに配慮した住宅のガイドライン」(東京都 2016年2月発行) 記載の改修

項目	工事内容等
(1) 基本性能等に関する配慮事項	
段差解消	バルコニー
転落防止・落下物による危険防止	危険防止のための手すりの設置
	転落防止措置
	落下物による危険防止措置
通風及び採光の確保	
防犯対策	
防音対策	界床
	界壁
	サッシ
(2) 単位空間別の配慮事項	
玄関	ドアストッパーやドアクローザー
	ベビーカー置場
	補助照明の設置
洗面所・脱衣所	利便性への配慮
	暖房機等の設置
浴室	広さの確保
	進入防止鍵等の設置
	床素材
	利便性への配慮等
	浴室暖房乾燥機の設置
トイレ	広さの確保
	外から開けられる鍵
	外開き又は引き戸の設置
台所	対面式キッチン及び広さの確保
	利便性の配慮
	チャイルドフェンスの設置
	危険防止設備等の設置
建具	開き戸
	引き戸
	折戸
	扉の取っ手など
	ドア内のガラス

項 目	工事内容等
居室	スイッチ
	コンセント
	壁等の出隅の面取り
	家具等の転落防止
	間取りの可変性
	収納スペースの確保
	室内物干しスペースの確保
バルコニー	足がかり等への注意
	スロップシンクの設置
住戸内通路及び出入口	
住戸内階段	手すりの設置
	チャイルドフェンスの設置

※各項目については、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」の考え方、整備の目安を参考にすること。